

付託議案の取り扱い及び新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に関する
理事会決定事項

【付託議案の取り扱い】

① 分科会の担当割り振りについて

付託された議案3案及び認定10件は、別紙（分科会分担表）のとおり、それぞれの分科会に割り振る。

② 審査等の日程について

- ・9月7日（火） 本会議散会後に全体会を開き、各分科会の担当割り振り等、付託議案の取り扱いについての議事を行うほか、7月28日の理事会で決定したとおり、決算の概要について執行部から、決算審査意見書について代表監査委員から、それぞれ説明を受ける。また、所管事務調査として、令和4年度予算編成について執行部から報告を受ける。

.....

[議案第1号]

- ・9月7日（火） 総務委員会散会后、総務分科会（第4・第5委員会室）で質疑及び全体会散会后、市民環境経済分科会（第3委員会室）で質疑
- ・9月8日（水） 本会議散会后、理事会で全体会での質疑の通告を含め、9月9日・10日の全体会の議事の確認
- ・9月9日（木） 本会議散会后、全体会で質疑
- ・9月10日（金） 本会議散会后、全体会で討論・採決

.....

[議案第2号、第3号 及び 認定第1号から第10号まで]

- ・9月16日（木） 総務分科会で質疑
- ・9月17日（金） 健康福祉分科会で質疑
- ・9月21日（火） 健康福祉分科会及び市民環境経済分科会で質疑
- ・9月22日（水） 建設分科会で質疑
- ・9月24日（金） 文教分科会で質疑
- ・9月28日（火） 午前10時、理事会で全体会での質疑の通告を含め、9月29日・30日の全体会の議事の確認
- ・9月29日（水） 午前10時、全体会で質疑

・9月30日（木） 午後1時、全体会で討論・採決

なお、分科会の開会時刻については、委員長が各分科会長に確認した上で、各委員に通知する。（9月14日に議場配付予定）

また、分科会が予定の日程で終わらない場合は、分科会長が委員長に申し出て、適宜分科会を開会することとする。

3つ以上の分科会・委員会が重なるおそれがある場合には、27日の予備日に開会する。また、予備日に3つ以上の分科会・委員会が重なることとなった場合の、分科会の開会時刻や開会場所については、それぞれの分科会長と相談の上、最終的には委員長の判断に任せる。

③ 全体会での質疑について

[議案第1号]

- ・付託された議案第1号を議題とし、質疑を行う。
- ・質疑方式は、従来方式・対面方式から選択する。
- ・時間については、議案第1号及びその他の議案を合わせて、所属議員3人以上の会派は1会派30分以内、無所属の委員は1人10分以内とする。
- ・質疑者は、1会派1人、ただし必要がある場合は複数とする。
- ・質疑の順序は、会派呼称順及び無所属議員の呼称順に行う。
- ・質疑者の有無、質疑者の名前は、8日（水）の理事会で質疑方式も含めて通告する。
- ・質疑者の一覧については、8日（水）の理事会散会后、議員全員にメールで知らせるとともに、議会会議システムに配架する。
- ・資料の配付及び掲示を行う場合は、8日（水）の理事会散会后、直ちに委員長の許可をとる。

[議案第2号、第3号 及び 認定第1号から第10号まで]

- ・付託された議案第2号、第3号 及び 認定第1号から第10号までの議案2案及び認定10件を一括して議題とし、質疑を行う。
- ・質疑方式は、従来方式・対面方式から選択する。
- ・時間については、さきに質疑を行った議案第1号と議案第2号、第3号 及び 認定第1号から第10号までを合わせて、所属議員3人以上の会派は1会派30分以内、無所属の委員は1人10分以内とする。
- ・質疑者は、1会派1人、ただし必要がある場合は複数とする。
- ・質疑の順序は、会派呼称順及び無所属議員の呼称順に行う。
- ・質疑者の有無、質疑者の名前は、28日（火）の理事会で質疑方式も含めて通告

する。

- ・ 質疑者の一覧については、28日（火）の理事会散会后、議員全員にメールで知らせるとともに、議会会議システムに配架する。
- ・ 資料の配付及び掲示を行う場合は、28日（火）の午後1時までには委員長の許可をとる。

④ 討論及び採決について

- ・ 討論・採決の順序は、別紙（討論・採決順序表）とする。
- ・ 討論の方法は、1会派1人、挙手により発言を求め、反対、賛成の順に行う。
- ・ 討論を行う場は、演壇とする。
- ・ 採決は、会議規則の規定により、挙手による表決となる。

⑤ 全体会の執行部への出席方要求について

- ・ 9月7日（火）の全体会の出席理事者については、決算の概要について及び令和4年度予算編成については企画財政部長、財政課長補佐及び財政課調査係長とし、決算審査意見書については代表監査委員、監査委員事務局長及び監査委員事務局次長とする。

[議案第1号]

- ・ 9日（木）の質疑を行う全体会及び10日（金）の討論・採決を行う全体会の出席理事者については、市長に対して行い、教育委員会などの他の執行機関には行わない。
- ・ 出席理事者の詳細は理事者側の判断とし、出席者の回答は、8日（水）の理事会で伝える。

[議案第2号、第3号及び認定第1号から第10号まで]

- ・ 29日（水）の質疑を行う全体会及び30日（木）の討論・採決を行う全体会の出席理事者については、それぞれ本会議出席者とする。

⑥ 修正案等について

[議案第1号]

- ・ 議案第1号に対し修正案・組み替え動議を提出予定の会派、または、無所属委員は、全体会での質疑を行う9日（木）の午後5時、あるいは、全体会の散会時刻が午後4時を過ぎた場合は、全体会散会后1時間以内に事務局へ提出する。
- ・ 修正案等が提出された場合は、10日（金）の討論・採決の日の午前9時から会派控室に配付するとともに、議会会議システムに配架する。

[議案第2号及び第3号]

- ・議案第2号及び第3号の予算議案2案に対し修正案・組み替え動議を提出予定の会派、または、無所属委員は、全体会での質疑を行う29日(水)の午後5時、あるいは、全体会の散会時刻が午後4時を過ぎた場合は、全体会散会后1時間以内に事務局へ提出する。
- ・修正案等が提出された場合は、30日(木)の討論・採決の日の午前9時から会派控室に配付するとともに、議会会議システムに配架する。

【新型コロナウイルス感染症拡大防止対策】

① 傍聴について

- ・全体会は許可とする。なお、傍聴方法は本会議と同様とする。
- ・理事会及び分科会は不許可とする。

② その他の感染防止対策について

○換気

- ・換気は常時行う。

○アクリル板の設置

- ・発言時の飛沫対策として、演壇、質問席及び答弁席にアクリル板を設置する。

○マスクの着用

- ・議場出席者は全員マスクを着用することとする。その他フェイスシールド及びマウスシールドの着用を認める。なお、マスクを万が一忘れた場合は、事務局まで連絡することとする。

- ・演壇、質問席及び答弁席での発言時に限り、マスクを外すことを認める。

○水差しの撤去

- ・水差しの設置はとりやめる。なお、ペットボトルまたはマイボトルは自身で用意する。また、飲料は、水に限る。

○消毒

- ・演壇、質問席及び答弁席にアルコール消毒液を設置することとし、発言等による登・降壇の際には必ず手指等の消毒を行うこととする。
- ・演壇、質問席及び答弁席での発言時にマスクを外して発言をした場合は、自席に戻る前に、必ず自身で発言した机上及びマイクの消毒を行うこととする。